



発行所 岡垣町 庄
 責任者 辻守
 岡垣町長 辻守

郵便による 不在者投票制度

「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」の交付を受けている方に限られ、自宅に於て投票できる制度です。昭和50年の統一地方選挙に始めてこの制度が取り入れられ、4年を向かえました。この制度は郵便投票証明書を交付された日より4年間有効です。今年も切替の年でありますので、該当者は早めに、町選挙管理委員会へ切替をお願いいたします。手続きには左記のものが要です。

- 身体障害者手帳もしくは、戦傷病者手帳
 - 印鑑
 - 申請書（町選管にあります。）
- 詳細につきましては、岡垣町選挙管理委員会へ問い合せ下さい。

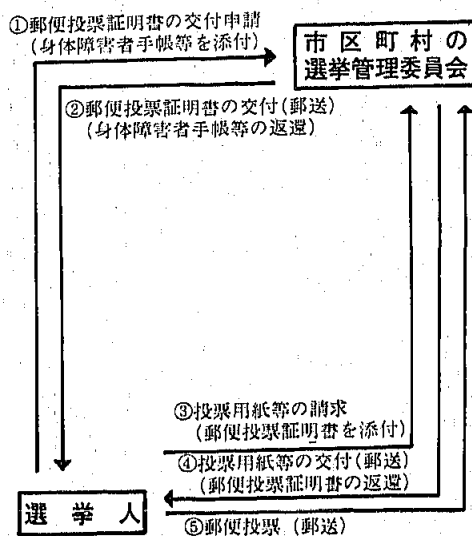
湯川山登山

西高陽区

田中睦生氏 提供

岡垣町選挙管理委員会

郵便投票の流れ



※ ①～⑤の順序で行われます。
 ※ 郵便投票証明書は④の投票用紙等の交付のさいに市区町村の選挙管理委員会から選挙人に返還されます。



土地取引の届出を!!

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治

地価の値上りを防止し、国土の計画的利用を図るため、昭和49年6月より国土利用計画法が施行されております。この法律の施行により岡垣町では五、〇〇〇㎡以上の土地の売買等の契約を行う前に予定価格、買受後の利用目的等を町長を経由して知事に届出なければなりません。そして届出た日から6週間を経過するまでは、売買等の契約を結んではなりません。多数の土地所有者から用地を買収する場合、又は宅地を分譲する場合は、その全体についてこの面積基準が適用されます。届出を受けた知事は、土地の価格が周辺の価格より高すぎるとき、土地利用審査会の意見を聴いて土地取引の中止、価格の引き下げ等の勧告をします。この勧告を聞きいれない時

は、知事は勧告の内容を公表し、住民に批判してもらうことになり。また、この法律には、届出を守ってもらうために罰則の定め

同和教育

明るい町づくりのために

があります。国土利用計画法について詳しいことは、役場企画振興課にお問合せ下さい。
企画振興課

「人権」は、何人もこれをおかしたり、おかされたりすることのできない、人として生れながらに

もっている権利であり、いわば私達すべてが「しあわせに生きる権利」といえるものです。昨年十二月二日号の町報にも人権週間のことと掲載されていますが、次の三つが啓蒙の重点目標として人権思想の普及徹底がなされております。これは、対話によって明るく住みよい社会をつくらうという目標で、「人権の共存」をかかげております。最近、家庭及び一般社会においてお互いに顔を合わせても言葉を交わさないことが多くみられ、社会連帯の心も失われつつあるようです。そこで、まず、朝夕のあいさつが対話を生み、対話がお互いの理解をもたらすし、お互いに理解し合うことが人権尊重の出発点であることの認識に立つて、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる生活の場において、気軽に言葉を交わし合う気風をつくり出し、対話によって明るく住みよい社会を

つくらうというところであります。第二は「部落差別をなくそう」これは今なお深刻で重大な人権問題の一つに同和問題があります。国民に等しく保障されているはずの基本的な人権が現代もおふみにじられ、「部落差別」を生んでいることはまことに残念なことです。多くの人が部落差別はしてはいないし、これからもしてはいけないと考えていますが、そのような人のなかにも身近な問題や利害がからむと、今まで心の片すみに潜っていた差別観念や偏見が具体的な形となって現れ、差別をすることがあります。身ぶりや言葉で非道な言動を与えられ、あるいは就職や結婚などで差別を受けたりすることによって受ける心の痛みは、人間として耐えがたい苦痛であります。

部落差別は許すことのできない社会悪であります。部落差別の意義について正しく理解し、一層認識を深めて、一人ひとりが自分自身の問題として考え、差別観念や

偏見をなくすために積極的な努力をしなければなりません。第三に「婦人の地位を高めよう」男女の平等は、普遍的な理念として憲法にも明記されておりますが、わが国の長い歴史のなかでつくられた思想や社会慣行のなかで、女性ということのみで差別されている問題が多く残っています。これらの問題を社会全体の力で改め、婦人の地位を高めなければなりません。

現在日米両国で差別撤廃政策が同時に進行中であります。一八九〇年ころのアメリカでは、黒人法で食堂、公園、鉄道等を利用するときは白人と区別されておりました。分離すれども平等であるという考えがありました。区別すれども平等であるといわれておりました。それが一九五五年の黒人別学制度が裁判の結果、区別は差別を構成する。分離それ自体が差別であるという判決が下されて、区別すれども平等であるという考えから、区別は差別であると考えられてきた。そして現在アメリカ市民生活の主流に、黒人を、女性を、身体障害者をつれ込もうとする政策が進められておられます。日本では、盲人でも、盲人でさえも、盲人であるにもかかわらず、障害者でない人と交わらない働きをしたから表彰する。これは盲人を特別扱いをした哀れみの差別意識や、偏見があるからではないで

議会だより

しよいか。女性の校長や、課長や、局長ができるか、何か「女性であるにもかかわらず」という偏見が現れ差別することがあります。このように「差別を考える」場合い

昭和三十二年第四回定例会は、十一月七日招集され会期を十二月二十日までの十四日間と決定した。主な議案としては、一般会計歳入歳出決算認定について、各種特別会計歳入歳出決算認定について、遠賀・中間地域広域行政事務組合の設立について、各種条例改正等であった。

- 会議結果は次のとおり
- ▽議案第六十八号 (原案可決) 岡垣町個定資産評価審査委員会委員の選任について
氏名 石 田 穎 悟
- 住所 大字戸切一八八番地
- ▽議案第六十九号 (原案可決) 岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告にもとずき、国家公務員の給与改定に準じ定めるものである。
- ▽議案第七十号 (原案可決) 岡垣町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例
- ▽議案第七十一号 (原案可決) 岡垣町国民健康保険高額療養費金交付基金条例の制定について
国民健康保険の被保険者で高額療養費の支払を受ける者に対して、その支払資金を一定期間貸付けるために基金条例を制定するものである。
- ▽議案第七十二号 (原案可決) 岡垣町文化財保護条例の制定について
- 昭和二十五年制定の文化財保護法に基づき、町民の文化的向上を図るため。
- ▽議案第七十三号 (原案可決) 昭和五十三年度岡垣町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一号)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七八二〇六千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ三九四四四五千円とする
- ▽議案第七十四号 (原案可決) 昭和五十二年度岡垣町一般会計歳入歳出決算認定について
- ▽議案第七十五号 (原案可決) 昭和五十一年度岡垣町国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について

▽議案第七十六号 (原案可決)
昭和五十一年度岡垣町農業共済
事業特別会計歳入歳出決算認定
について

▽議案第七十七号 (原案可決)
昭和五十一年度岡垣町住宅新築
資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について

▽議案第七十八号 (原案可決)
特定地域開発就労事業高陽団地
線舗装工事(第二区)請負契
約変更について

※契約の目的
高陽団地線舗装工事
※契約の方法
当初の相手方と随意契約
※契約の金額
当初 一六〇〇〇〇〇〇円也
変更 三四四七〇〇〇〇円也
変更増 八四七〇〇〇〇円也

※契約の相手方
遠賀郡遠賀町字今古賀
高山建設株式会社
※工期
自 昭和五十三年八月七日
至 昭和五十四年二月十九日

▽議案第七十九号 (原案可決)
土地改良事業の施行について
岡垣町大字原字原野地区の老朽
ため池整備事業を施行するため、
県知事に施行認可の申請をするに
当り土地改良法の規定によりこの
案を提出する。

▽議案第八十号 (原案可決)

土地改良事業の施行について
岡垣町大字海老津字小局地区の
老朽ため池整備事業を施行するた
め、県知事に施行認可を申請する
に当り土地改良法の規定によりこ
の案を提出する

▽議案第八十一号 (原案可決)
昭和五十三年十一月に支給する
期末手当の額の特例に関する条
例
諸物価の上昇並びに近隣町との
均衡を保つ必要があるため。

▽議案第八十二号 (原案可決)
中間市外遠賀郡四ヶ町環境衛生
施設組合の解散について
遠賀・中間地域広域行政事務組
合設立のため

▽議案第八十四号 (原案可決)
遠賀郡遠賀町ほか四市町火葬場
組合の解散について
遠賀・中間地域広域行政事務組
合設立のため

▽議案第八十五号 (原案可決)
中間市遠賀郡老人福祉施設組合
の解散について
遠賀・中間地域広域行政事務組
合設立のため。

▽議案第八十六号 (原案可決)
遠賀郡消防組合の解散について
遠賀・中間地域広域行政事務組
合設立のため。

▽議案第八十七号 (原案可決)
遠賀郡岡垣町ほか一市四ヶ町伝
染病院組合の解散について
遠賀・中間地域広域行政事務組
合設立のため。

▽議案第八十八号 (原案可決)
中間市外遠賀郡四ヶ町環境衛生
施設組合の解散に伴う財産処分
について

▽議案第八十九号 (原案可決)
芦屋町ほか三ヶ町環境衛生施設
組合の解散に伴う財産処分につ
いて

▽議案第九十号 (原案可決)
遠賀郡遠賀町ほか四ヶ町火葬場
組合の解散に伴う財産処分につ
いて

▽議案第九十一号 (原案可決)
中間市遠賀郡老人福祉施設組合
の解散に伴う財産処分について

▽議案第九十二号 (原案可決)
遠賀郡消防組合の解散に伴う財
産処分について

▽議案第九十三号 (原案可決)
遠賀郡岡垣町ほか一市四ヶ町伝
染病院組合の解散に伴う財産処
分について

▽議案第九十四号 (原案可決)
遠賀・中間地域広域行政事務組
合の設立について

▽意見書第三号 (原案可決)
老年人医療保障制度の抜本改革
に関する意見書の提出について

▽陳情第八号 (取り下げ)
戸切白谷町有地払下げの件
▽請願第六号 (継続審議)
学級規模を縮少し教職員の定数
をふやすための請願書
▽陳情第三号 (取り下げ)
公園敷地の件
▽陳情第二号 (不採択)

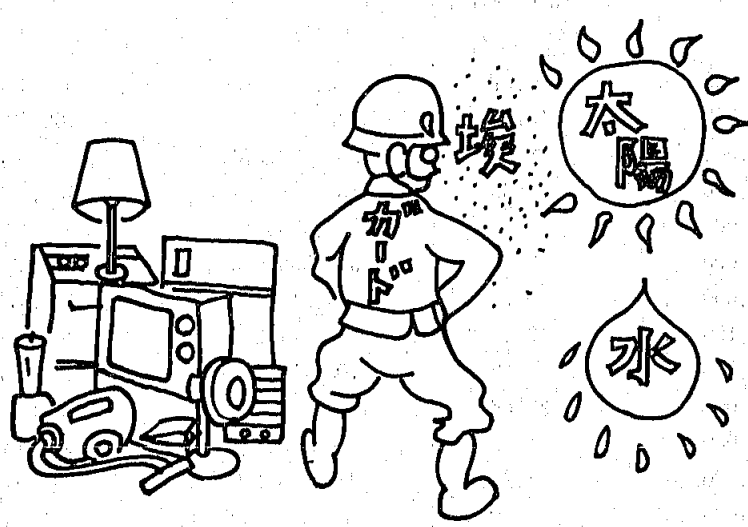
道路拡張について
▽陳情第九号 (継続審議)
波津海水浴場無料休憩所用地等

電気製品の敵

(熱、湿気、ホコリ)を退治しましょう

電気器具は、直射日光や湿気に
弱く故障の原因となり、ホコリは
性能の低下、絶縁抵抗を劣化させ
るばかりが、感電や火災の原因に
なることもあります。

の借地についての陳情書
— 議会事務局 —



昭和52年度
決算公表

地方自治法第三三條第五項の規定に基づき昭和52年度の決算を次のとおり公表します。

岡垣町長 辻守莊

一、一般会計の概況

昭和52年度の一般会計予算は当初二、六九二、六五六千円の規模であったが、その後八回の補正により最終予算は二、一九七、八六八千円となり、これに前年度よりの繰越明許費繰越額二、三三三、三三三千円を加えた予算現額は三、三三三、三三三千円である。これに対し決算額は歳入三、五二四、五六三、〇一七千円、歳出三、二二七、〇一七千円であるが歳入歳出差引残額三、一〇七、三三三千円の内一億円を財政調整基金に二千万円を退職準備積立金に繰入れたので九七、五三六千円を53年度に繰越した。繰越明許費として翌年度へ繰越すべき額一九、三〇〇千円を差引いた実質収支は二八八、二三六千円の黒字である。

歳 入

(単位 円)

科目	区分	予算額 (イ)	調定額 (ロ)	収入済額	不納 欠損額	収入未済額
第1款	町 税	543,227,000	632,691,652	623,612,323	95,791	8,983,538
第2款	地 方 譲 与 税	23,108,000	28,247,000	28,247,000	0	0
第3款	自 動 車 取 得 税 交 付 金	25,950,000	28,594,000	28,594,000	0	0
第4款	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,617,000	50,677,000	50,677,000	0	0
第5款	地 方 交 付 税	637,913,000	686,274,000	686,274,000	0	0
第6款	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,810,000	3,810,000	3,810,000	0	0
第7款	分 担 金 及 び 負 担 金	39,332,000	40,050,740	39,768,330	0	282,410
第8款	使 用 料 及 び 手 数 料	13,235,000	13,766,041	13,617,141	0	148,900
第9款	国 庫 支 出 金	903,894,000	889,098,839	889,098,839	0	0
第10款	県 支 出 金	166,899,000	173,379,066	173,379,066	0	0
第11款	財 産 収 入	52,954,000	84,457,165	84,419,805	0	37,360
第12款	寄 附 金	12,777,000	12,775,000	12,775,000	0	0
第13款	繰 入 金	117,708,000	117,708,000	117,708,000	0	0
第14款	繰 越 金	80,778,196	80,778,465	80,778,465	0	0
第15款	諸 収 入	195,269,000	228,704,100	228,704,100	0	0
第16款	町 債	456,700,000	473,100,000	473,100,000	0	0
歳 入 合 計		3,324,231,196	3,544,111,068	3,534,563,069	95,791	9,452,208

歳 出

(単位 円)

科目	区分	予算現額 (イ)	予算総額に対する 予算額の割合 $\frac{(イ)}{(A)} \%$	決 算 額 (ロ)	不 用 額 (ハ)
第1款	議 会 費	53,417,000	1.61	52,725,416	691,584
第2款	総 務 費	547,091,000	16.46	533,990,877	13,100,123
第3款	民 生 費	274,454,000	8.25	261,690,798	12,763,202
第4款	衛 生 費	159,454,000	4.80	152,291,384	7,162,616
第5款	労 働 費	152,543,000	4.59	147,570,811	4,972,189
第6款	農 林 水 産 業 費	317,115,000	9.54	311,365,576	5,749,424
第7款	商 工 費	24,605,000	0.74	24,413,523	191,477
第8款	土 木 費	575,345,196	17.31	536,579,255	9,466,388
第9款	消 防 費	103,798,000	3.12	103,337,528	460,472
第10款	教 育 費	760,666,000	22.88	743,416,894	17,249,106
第11款	災 害 復 旧 費	62,398,000	1.88	60,818,302	1,579,698
第12款	公 債 費	289,633,000	8.71	288,826,150	806,850
第13款	諸 支 出 金	1,000	0	0	1,000
第14款	予 備 費	3,711,000	0.11	0	3,711,000
合 計		(A) 3,324,231,196	100.00	3,217,026,514	77,905,129

二、国民健康保険事業

本会計の決算状況は、予算現額295,147,000円に対し

歳入 327,609,100円

歳出 289,351,195円

歳入歳出差引38,257,905円が翌年度へ繰越されている。

特別会計

歳入

(単位 円)

科目	区分	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	収入済額 (ハ)	不納欠損額	収入未済額
第1款	国民健康保険税	69,984,000	84,415,370	77,919,880	106,360	6,389,130
第2款	一部負担金	1,000	0	0	0	0
第3款	使用料及び手数料	50,000	98,400	98,400	0	0
第4款	国庫支出金	189,877,000	207,484,371	207,484,371	0	0
第5款	県支出金	160,000	223,000	223,000	0	0
第6款	財産収入	1,322,000	1,322,677	1,322,677	0	0
第7款	寄附金	1,000	0	0	0	0
第8款	繰入金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0
第9款	繰越金	22,440,000	25,584,493	25,584,493	0	0
第10款	雑収入	1,312,000	4,976,279	4,976,279	0	0
歳入合計		295,147,000	334,104,590	327,609,100	106,360	6,389,130

歳出

(単位 円)

科目	区分	予算現額 (イ)	決算額 (ロ)	不用額 (ハ)	摘要
第1款	総務費	11,829,000	11,034,533	794,467	
第2款	保険給付金	274,238,000	271,937,847	2,300,153	
第3款	保険施設費	5,194,000	5,028,238	165,762	
第4款	基金積立費	1,323,000	1,322,677	323	
第5款	公債費	1,000	0	1,000	
第6款	諸支出費	62,000	27,900	34,100	
第7款	予備費	2,500,000	0	2,500,000	
歳出合計		295,147,000	289,351,195	5,795,805	

(単位 円)

歳入	区分	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	収入済額 (ハ)	不納欠損額	収入未済額
年度						
52		19,442,000	19,264,300	19,264,300	0	0

三、農業共済事業

特別会計

歳出	区分	予算現額 (イ)	決算額 (ロ)	不用額 (ハ)
年度				
52		19,442,000	16,305,630	3,136,370

本会計の決算状況は、予算現額19,442,000円ですこれに対し

歳入19,264,300円 歳出16,305,630円

歳入歳出差引2,958,670円が翌年度へ繰越されている。

(単位 円)

歳入	区分	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	収入済額 (ハ)	不納欠損額	収入未済額
年度						
52		14,860,000	14,776,727	14,776,727	0	0

四、住宅新築資金等貸付事業

特別会計

歳出	区分	予算現額 (イ)	決算額 (ロ)	不用額 (ハ)
年度				
52		14,860,000	14,743,357	116,643

本会計の決算状況は、予算現額14,860,000円に対し

歳入14,776,727円 歳出14,743,357円

歳入歳出差引33,370円が翌年度へ繰越されている。

岡垣町水道業務の公表

岡垣町水道事業管理者

岡垣町長 辻 守 荘

生活様式の向上、地域の都市化などにより、国民生活にとって水道はなくてはならぬものとなっており、将来の水需要はますます増加するばかりで、これにともなう水の有限性がいま全国的に非常に重要な問題となっているところがあります。

本町においても、宅地開発、未給水地域への上水道拡張などによる施設拡張を、昭和四九年度から総事業費一〇億六千万円で第二次拡張事業を実施してきたところであり、昭和五二至三月この事業も竣工、従来の給水能力二四、〇〇〇m³から七、六〇〇m³となり、給水区域も一部山間部を除き町内全域に拡張が完了、事業者としての任を一応はたしえたことは、町民みなさん、町議会の御協力のたまものと思っております。

しかしながら今後の状況をみますと、宅地開発、都市化は依然として進んでおり、これらの水需要増加に対する原水の供給については、水源不足からよりいっそう厳しい状況にあります。新たな水源の確保について遠賀川河口せきからの分水、町内水源の開発など、問題は山積みしていますが、清浄

で断水のない安定した水道事業の発展によりいっそう努力いたす所存であります。

水道事業は、公営企業で特別会計となっており、事業に要する費用は原則として料金等事業による収入でまかなっていかねばなりません。昭和五二年度決算で示されていますように、現在の会計収支はほぼ均衡を保っており、昭和五四年度までは現行の料金体制で維持できる見込みであります。

水道事業の健全な発展のため、町民みなさんのよりいっそうの御理解御協力をお願いします。

一、昭和52年度

決算の状況

1、収益的収入及び支出

収入		支出	
区分	決算額	区分	決算額
1、営業収益	168,296	1、営業費用	105,280
給水収益	145,821	原水及び浄水費	29,948
その他の営業収益	22,475	配水及び給水費	8,656
2、営業外収益	16,211	総係費	34,779
預金利息	1,421	減価償却費	31,897
他会計補助金	12,000	2、営業外費用	65,546
雑収益	2,790	企業債利息	62,950
		雑支出	2,596
収入合計	184,507	支出合計	170,826
当年度純利益	13,681千円	当年度末利益剰余金	11,118千円
前年度繰越欠損金	2,563千円		

3、固定資産明細書

資産の種類	年度末現在高	減価償却引当金累計	年度末償却未済額
土地	55,552		55,552
建物	57,274	1,699	55,575
構築物	966,958	66,738	900,220
機械及び装置	236,179	35,996	200,183
車輛及び運搬具	808	439	369
工具器具及び備品	1,455	1,238	217
建設仮勘定	6,005		6,005
水利権	2,300	575	1,725
合計	1,326,531	106,685	1,219,846

(53年3月末現在)

2、資本的収入及び支出

収入		支出	
区分	決算額	区分	決算額
1、他会計出資金	8,000	1、建設改良費	156,677
2、国庫補助金	41,194	量水器購入費	3,735
3、企業債	94,000	備品購入費	90
		配水設備改良費	319
(損益勘定留保資金)	19,366	第4次調査費	6,005
		第3次拡張費	146,528
		2、企業債償還金	5,883
合計	162,560	合計	162,560

4、企業債及び一時借入金の状況

	前年度 末残高	本年度 借入高	本年度 償還高	本年度 末残高
企業債	901,293	104,000	5,883	999,410
一時借入金	0	0	0	0
合計	901,293	104,000	5,883	999,410

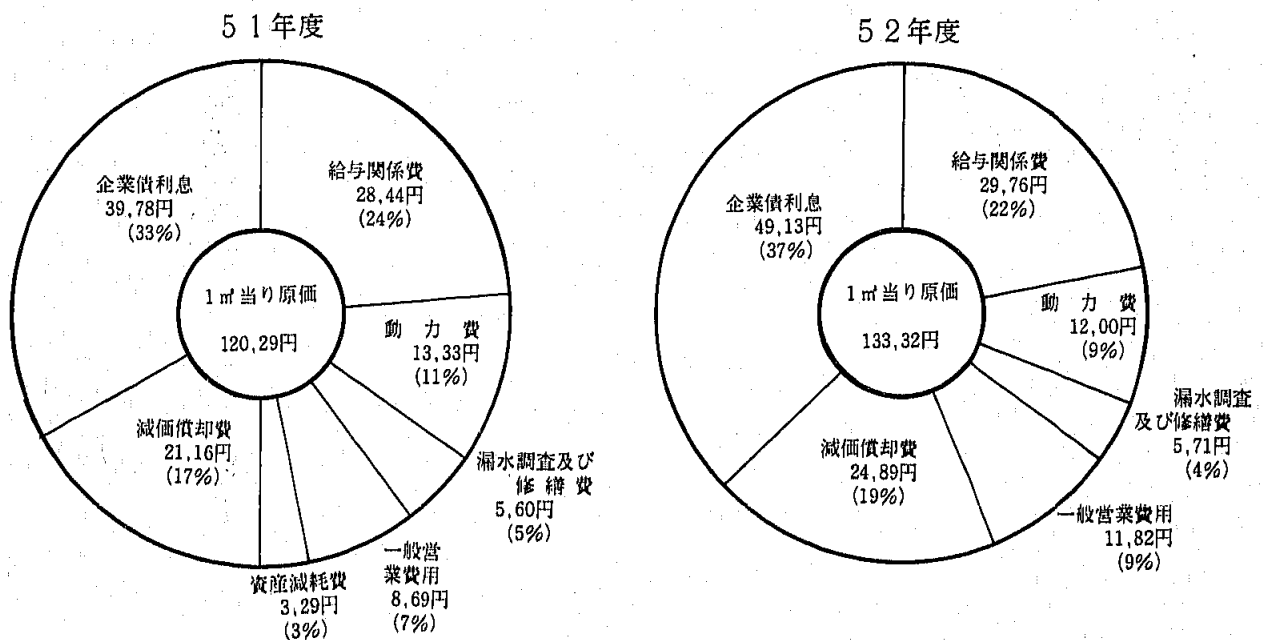
(53年3月末現在)

5、業
務
量

区 分	51 年 度	52 年 度	比 較	
			増 減(△)	比 率
年度末行政区域内人口	22,280人	22,820人	540人	2.4%
〃 給 水 人 口	19,295人	20,721人	1,426人	7.4
〃 給 水 戸 数	5,215戸	5,677戸	462戸	8.9
年 間 総 配 水 量	1,710,580m ³	1,663,740m ³	△ 46,840m ³	△ 2.7
1 日 平 均 配 水 量	4,687m ³	4,558m ³	△ 129m ³	△ 2.7
1 日 最 大 配 水 量	6,163m ³	6,089m ³	△ 74m ³	△ 1.2
1 人 1 日 最 大 配 水 量	331ℓ	307ℓ	△ 24ℓ	△ 7.2
年 間 総 有 収 水 量	1,216,890m ³	1,281,350m ³	64,460m ³	5.3
1 日 平 均 有 収 水 量	3,334m ³	3,510m ³	176m ³	5.3
有 収 水 量 率	71.1%	77.0%	5.9%	8.3

7、職員に関する事項

職 員 別	51年度末職員数	52年度末職員数	増 減(△)
事務史員	5 人	4 人	△1 人
技術史員	2	3	1
技 能 員	4	4	0
計	11	11	0

6、有収水量 1 m³ 当り費用内訳

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

- 一、上畑区故神谷勝右エ門殿 83才
昭和53年12月2日死亡
神谷孝助殿より
- 一、上海老津区故土屋ヌイ殿 85才
昭和53年12月2日死亡
土屋恵美子殿より
- 一、戸切区故大村義雄殿 89才
昭和53年12月2日死亡
大村司殿より
- 一、糠塚区故上部義次殿 78才
昭和53年12月9日死亡
上部久殿より
- 一、東高陽区故箕井マサ子殿 78才
昭和53年12月7日死亡
箕井一男殿より
- 一、南高陽区富士原勝一殿 60才
昭和53年12月8日死亡
富士原昇殿より
- 一、糠塚区故石松モトノ殿 83才
昭和53年12月10日死亡
石松英策殿より
- 一、吉木区故長濱精一殿 73才
昭和53年12月8日死亡
長濱スミエ殿より
- 一、東高陽区故陣内ヨシ殿 78才
昭和53年12月11日死亡
陣内初夫殿より
- 一、高倉区故大村鉄雄殿 81才
昭和53年12月15日死亡

大村培雄殿より

- 一、三吉区故藤村欽一殿 87才
昭和53年12月22日死亡
藤村修殿より
- 一、吉木区故早川トクノ殿 93才
昭和53年12月23日死亡
早川正殿より
- 一、湯川区故吉田リエ殿 93才
昭和53年12月24日死亡
吉田茂殿より
- 一、吉木区故原金久殿 73才
昭和53年12月27日死亡
原久殿より
- 一、東高陽区故鈴木段平殿 77才
昭和53年12月26日死亡
鈴木平殿より
- 一、高倉区故中村卯吉殿 87才
昭和53年12月27日死亡
中村政喜殿より
- 一、三吉区故藤村ユタカ殿 78才
昭和53年12月29日死亡
藤村治一殿より
- 一、戸切白谷区故河合由一殿 71才
昭和53年12月3日死亡
河合ツネヨ殿より
- 一、上畑区故神谷勝右エ門殿 83才
昭和53年12月2日死亡
神谷孝助殿より
- 一、上海老津区故土屋ヌイ殿 85才

老人クラブ寿会へ

- 昭和53年12月2日死亡
土屋恵美子殿より
- 一、戸切白谷区故安部金藏殿 67才
昭和53年10月25日死亡
安部花子殿より
- 一、戸切区故大村義雄殿 89才
昭和53年12月2日死亡
大村司殿より
- 一、東高陽区箕井マサ子殿 78才
昭和53年12月7日死亡
箕井一男殿より
- 一、糠塚区石松モトノ殿 83才
昭和53年12月10日死亡
石松英策殿より
- 一、吉木区故長濱精一殿 73才
昭和53年12月8日死亡
長濱スミエ殿より
- 一、高倉区故大村鉄雄殿 81才
昭和53年12月15日死亡
大村培雄殿より
- 一、三吉区故藤村欽一殿 87才
昭和53年12月22日死亡
藤村修殿より
- 一、吉木区故早川トクノ殿 93才
昭和53年12月23日死亡
早川正殿より
- 一、湯川区故吉田リエ殿 93才
昭和53年12月24日死亡
吉田茂殿より
- 一、野間区故井上新太郎殿 79才
昭和53年12月19日死亡
久留スミエ殿より
- 一、吉木区故原金久殿 73才
昭和53年12月27日死亡
原久殿より
- 一、東高陽区故鈴木段平殿 77才

郵便局からお願い

- 昭和53年12月26日死亡
鈴木平殿より
- 一、高倉区故中村卯吉殿 87才
昭和53年12月27日死亡
藤村治一殿より
- 一、中村政喜殿より
- 一、三吉区故藤村ユタカ殿 78才
昭和53年12月29日死亡

(1)郵便物特殊取扱いに内容証明制度があります。

内容証明とは郵便物の内容たる文書の内容を証明する制度、即ち何年何月何日何々の内容を有する文書を何某から何某へあてて差し出されたということを証明する制度です。

従って、この制度を利用されますと、或る内容の文書が或る日に差し出されたことの証明を得ることになるので、債務の履行(例えば貸金の返済)を請求して時効の完成を防ぐとか、契約の申込に対して承諾が遅着したことを相手方に通知して契約を成立せしめないようにする等のように権利義務の得喪変更に関して差し出した郵便物の文書内容を後日の証明として残しておく必要がある場合にこの制度利用されます。

もつとも、この制度は、差出の証明で、その郵便物が受取人に配達されたことの証明されないものであるのに、権利義務の得喪変更に関する郵便物は、文書の内容の証明ばかりでなく、その郵便物が

(2)心あたたまる寒中見舞をきびしい寒さの中で毎日を通しておられる親せきや友人、知人それに日頃お世話になった方に寒中見舞のお便りを出しましょう。

年末やお正月のあわたたしいさ中で年賀状を出せなかつた方にも、年始のごあいさつをかかえて、この機会にぜひお便りを出しましょう。

岡垣郵便局

法律相談のお知らせ

左記により無料法律相談を行いますのでおいで下さい。

記

- 一、日時 昭和54年3月9日
- 一、受付 13時30分より14時30分
- 一、場所 東部公民館
- 一、相談員 近江弁護士

「火事はどこですか」

一一九で聞くのは困ります

〇九三二九—三三九二二が

消防署のテレホンガイドです。

〇一一九の役目は何だろう。

火災発生のサイレンが鳴ると、

「火事はどこですか」と、すぐに

一一九番に問い合わせが続きますが

これは絶体やめて下さい。

消防署は、いち早く必要を関係

先に通報しなければならぬ非常態

勢の時ですから、問い合わせの対応

には非常に困っています。

問い合わせで一一九番の「話中」

が続いている時に、本当のほかの

火災通報や救急依頼をしようとす

る人が大変な迷惑をすることを考

えて下さい。消防署には遠賀郡内

四ヶ町から一一九を来るようにな

住宅金融公庫

財形住宅融資のご案内

住宅金融公庫では、財形貯蓄を

している勤労者（3年以上行い、

その残高が五〇万円以上ある方）

を対象に財形住宅融資の申込受付

を昭和五十四年二月二十八日まで

行っています。この融資は、公庫

の一般個人住宅融資などとあわせ

て利用することができます。この場合

財形住宅融資の申込みは住宅が竣

工するまでです（ただし、住宅の

ついでに）

自分一人ですが、火事ごとに

数十人の問い合わせがあり約二〇分

間が本当に急を要する一一九の役

目を果せない現状にあります。

火災発生には必要最少限の買

を残して、消防車は現場に急行し

ていますので、問い合わせはテレホ

ンガイドをご利用ください。

この番号を見易い所に書いてお

かれるようにお願いします。

消防署のテレホンガイドは電話

一七七（天気予報）を聞くのと同

じ要領です。

膀胱炎について



田中婦人科（折尾）

問一 今回は膀胱炎についてお話

下さい。

答 婦人科の統計に依ると排尿痛

と腰痛と並下とが一番多い症状

です。今日は排尿痛をおこす膀

胱炎についてお話ししましょう。

問二 膀胱炎の症状はどんなで

か。

答 普通一般に尿意頻数、排尿痛

残尿感が一緒にあらわれます。

ひどい時は血尿、悪感、腰痛を

伴う時があり女性としては耐え

がたい苦痛です。

問三 膀胱炎の原因はなんですか

の変動により変更することがあり

ます。）

〇返済期間

新築住宅—木造—二十五年以内

簡易耐火構造—三〇年以内、耐火

構造—三十五年以内。

中古住宅—二十年以内。

住宅改良—十年以内。

〇返済方法

元利均等毎月払いまたは元利均

等毎月払いとボーナス払いの併用

※ 詳しいことは、公庫業務取扱

金融機関または住宅金融公庫へお

たずね下さい。

麻醉について (その二)

福岡県立遠賀病院 外科(麻醉科長兼任) 呉 武雄

今回は全身麻醉についてお話し

しましょう。一般的に全身麻醉には

ガスが使われます。使用されるガ

スは笑気・エーテル・ハローセン

等があります。

笑気を吸うと思わず笑い出した

り、歌を歌ったり、ダンスをした

り、はては、けんかしたりします。

今日でも、若い人達の睡眠剤遊び

が問題になっていますが、一八四

四年、アメリカの東部で笑気パー

テイが開かれ、この笑気ガスを吸

った群集の一人が、ベンチでむこ

うずねを打ち、血が流れているに

もかわらず、ケロリしているの

を、一人の歯科医が自撃し、自分

答 最近女性の下着には合成繊維

のものが多く、密着して湿度が

高くなり不潔になりやすくなっ

ております。又男性による性戯

前戯が行われる事も多く考えら

れますので一層女性の抵抗が弱

くなります。それで下着の清潔

品質をよく考えて身につける事

と、節度ある夫婦生活を考えな

ければなりません。

問五 治療はどうしたらよいで

しょうか。

答 素人治療はいけません。症状

が出たらすぐ専門医に相談して

下さい。

が実験台となって、抜歯を行なっ

たことから今日のガス麻醉は、そ

の第一歩を踏み出したのです。こ

れに先立つ一八〇五年、日本では、

華岡青洲が薬草の一種である、マ

ンダラゲを使用して、全身麻醉で

乳癌の手術を行ないました。

もし、あなたが胃腸腸と言われ

手術することになったとしましよ

う。まず、あなたの全身状態が手

術に耐えられるかどうかがチェツ

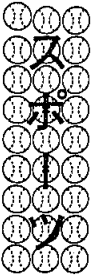
クされます。これは手術の種類と

手術時間によって異なります。又、

手術前に貧血があれば輸血された

りして、あなたにとってベストの

状態で手術は行なわれます。二一



硬式テニス教室開催

◎期日 4月1日～9月30日迄

6ヶ月間、各日曜日(但し、祭日は除く)

◎時間 9時30分～12時迄

◎場所 野間、岡垣町民運動場

◎会費 一般 月、一〇〇〇円

学生(高校生以下)、五百円

但し、コート使用料(未定)がこれに加算されます。

◎参加資格 小学校4年生以上の方で町民に限る。

◎指導者 チーフコーチ 坂本清次(戸切)

(日本硬球協会公認一級コーチ資格保持者) 以下、岡垣テニス同好会

◎申し込み先 岡垣町体育協会 庭球部

佐藤正人 (百合ヶ丘) 電話2-6152

原 完二 (吉木) 電話2-6488

◎メ切 3月15日迄

参加希望者へお願い

◎コート保護のため、必ずテニスシューズを履いてください。

◎体力的に弱い方は参加しないでください。

◎コート内で、マナーの悪い方は参加を断る場合があります。

◎定期的なコート整備のためローライ等の作業もやっています。

◎全員スポーツ保険年間(二百円)に加入していただきます。

岡垣町体育協会 庭球部

スポーツをする人々に (2)

スポーツにはいろいろある。プロ(職業的)のスポーツ、各種選手の競技スポーツ、学生スポーツ、義務教育の精神的にも肉体的にも成長期にある学童スポーツ、レクリエーションのスポーツ、それから、いわゆる健康のためのスポーツ。

スポーツとは、いわば全身管理學で、常に医学の先端を歩んでいるのです。

スポーツという言葉は、英語を通じてひろまった世界語であるが、娯楽・慰安・緊張からのくつろぎなどのほかに、野外での楽しい身体活動を意味する言葉だった。が歴史的に社会的に意味も変つてきて、一ぺんに意味を書くことはむづかしい。

さらに昭和三六年に成立したスポーツ振興法では、「スポーツとは、運動競技及び身体活動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」と定義している。

「心身の健全な発達」であつて、肉体的だけではなく、精神的にも成長しなければならぬ。

スポーツ行政の課題とその考え方

スポーツ行政は、住民がスポーツを気ままに勝手に行なうことを奨励しているものではない。余暇を無為に過ぎず、スポーツによって健全な心身の発達、スポーツを行なうことによつて生れる親密な人間関係・連帯など、個人や地域社会に好ましい影響を及ぼすものであることを前提として、地域住民にスポーツを普及奨励するものである。 社会教育課

所得税、贈与税の申告はじまる。

今年も確定申告のシーズンになりました。所得税の確定申告は二月一六日から、贈与税の申告は二月一日からそれぞれ始まります。申告期限はどちらも二月一五日までですが期限間近になりますと税務署の窓口も大変混雑し、落ち着いて相談が出来なかつたり、長い間待つていただくようなことにもなりますから、申告はできるだけ早めに済ませてください。

所得税の確定申告が必要な方は①商売をしている方や不動産収入のある方などで、昭和五三年中の所得が配偶者控除、扶養控除、基

礎控除などの所得控除の合計額より多い人②サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人や給与以外の所得が二〇万円を超える人などです。

なお、所得控除の主なものとは次のようになっています。

- 基礎控除 一十九万円
 - 配偶者控除 一十九万円
 - 扶養控除 (一人) 二九万円
 - 社会保険料控除 支払額の全額
 - 生命保険料控除 最高五万円
- また、賜与税は、個人から財産をもたらした人にかかる税金です。贈与税の基礎控除は六〇万円ですから、一年間に贈与を受けた財産が六〇万円を超える人は申告が必要です。

!! 還付を受けるため

の申告は早めに!!

昭和五三年分の所得税の確定申告の期間は、昭和五四年一月一日から二月一五日までです。しかし税金の還付を受けるための確定申告は二月一六日以前でも受け付けています。早く申告して早く受け取りましょう。

※確定申告すれば税金がもどる人
○サラリーマンでも雑損控除・医療費控除・住宅取得控除等を受けられることができる人。

○年の中途で退職し、その後就職しないで年末調整を受けなかった人。

○予定納税をしていたが、確定申告の必要がなくなった人。
○少額配当所得者や利子・原稿料等の収入が少額の人。

振替納税用

納付書の提出

所得税第二期分の振替納税につきましては、昭和四七年分からは振替納税用納付書は納税者の皆さんが自分で書いていただくよう御協力願っております。

御承知のように、所得税第二期

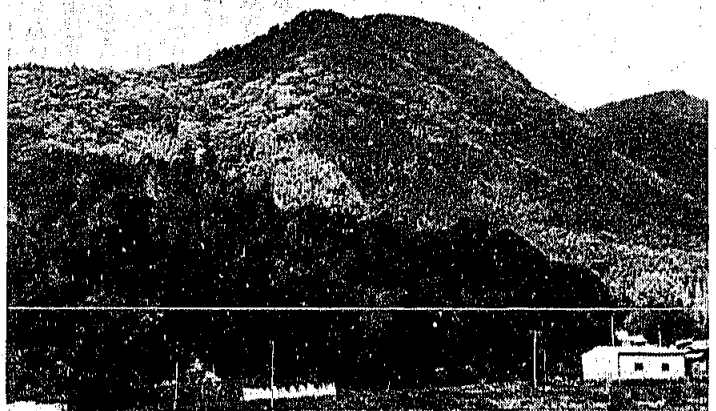
分の納税時期は税務署では最も忙しい時期に当たります。また、納税者の方が自ら納税額を計算し納税する申告納税制度の建前から

◎本年も、振替納税用納付書を税務署へ提出された方に限り、第三期分の振替納税の手続をさせていただきますことにいたしましたから、必ず申告書に添えて振替納税用納付書を提出していただくよう御協力をお願いいたします。

なお、御不明の点については若松税務署管理徴収部門にお尋ねください。



増福院 (後の山が白山)



白山



山田の地蔵様

上高倉の地蔵峠を越えると (今道路建設中) すぐ宗像町山田の増福院につく。ここに宗像大宮司正氏の後室と菊姫及びその侍女四人の墓がある。

× × ×

宗像家は代々宗像神社の神主として栄えていたし、室町幕府になつてからは足利氏に属し、足利氏の勢力が落ちると山口の大内氏の支配下になる。

そして天文二二年(一五五二)宗像家に血で血をあらう内紛がおこり、その怨念のすさまじさは九州一の怪談と伝えられる所謂「山田騒動」が起る。以下その内容を

「筑前國隈風土記」で紹介する。氏佐 宗像大宮司氏佐は大内家に属し、山口に参勤したとき、長門(今の山口県)の深川黒川の両庄をもちつて黒川に家を建て、そこに住み黒川氏を称える。

正氏 氏佐の子刑部少輔正氏も黒川に三年おつたとき、陶尾張守晴賢入道金妻の姪頭葉の方を嫁にもらつて二人の子を生む。兄が鍋丸、その次は菊花姫。

しかし、七七代大宮司正氏には宗像の山田に正妻がいて、菊姫と千代松丸という子がいた。

正氏は血統きの宗像氏統の長男権頭氏光を養子掣として、菊姫と結婚させ、家をゆずり隠居して山田に住み、名を隆尚と改める。天文十六年四八才で病死する。上八の承福寺に葬る。

氏男 氏光は名を氏男と改め、大内氏に従つて防州で勤めていた。天文二十年九月陶晴賢は主君大内義隆に叛逆する。義隆はのがれて長州深川の大蔵寺に落ち自殺する。後から氏男は敵を防いだがかなわず、義隆の後を立って敵に追いつかれ氷の上という所で戦死をする。年三三才。

氏貞 その後陶晴賢のはからいで正氏が黒川で生んだ陶の姪の子鍋丸を四郎氏貞と名のらせ、正氏の後継ぎをさせようと、天文二十年九月十一日宗像に下らせ白山城に入らせる。その時氏貞七才。だが宗像家の家臣の心は一致せ

ず、「氏貞は正氏の子とはいえ本妻の子ではない。氏男は戦死した。その弟に千代松殿がおられる。これを氏男の養子にし家督相続をさせるべきである。ただまだ三才で幼稚だから、まずは菊姫に一族の中からしかるべき人を掣にとつて宮司職を継がすべきである。

氏貞を宗像に下らせることについても一応は家臣に知らすべきなのに、強つて白山に前ふれもなく入城させるなど陶殿の横紙破りである。これは氏貞の家来寺内治部丞が自分の思いのまま政治をやりた

いからである」と評定して氏貞を立てようとしなさい。又千代松の父前大宮司氏續も、自分の子千代松を立てるといふ相談によるこんで、その話し合いに同調する。

又一方では陶の命令を恐れ、氏貞を立てようとする者も多く、家中は二つに分れて争う。陶金妻はこれを知りて寺内治部丞にいつけ、まず氏續・千代松を殺さす。その後又陶が命じ、正

氏の後室と息女菊を殺し、どうしても氏貞を立てよと宗像の家臣石松又兵衛尚秀にいつけ、野中勘解由・嶺女番をやつて後室と菊姫を殺さす。

天文二年三月三日の夜、野中勘解由・嶺女番は山田村の後室の宅に行き、まず菊姫の部屋にしのび入る。丁度その時菊姫は今夜の月をおがもうと、行水し髪を洗

つて縁端近く出ていたところを切り殺す、十八才だったという。二人はそれから後室のおられた奥の間に走つてゆき、後室を殺そうとしたが、ものすごい形相に恐れ

てしげらぐためらう。後室は二人をにらみつけて「お前等は罪もない主人を殺すなどなん

たることか。この怨みはお前達の子孫に至るまでただるぞ。お前達の手にはかかりたくない」とて守り刀を抜いて自害する。そのもの

すごいありさまは、身の毛のよだつすこさだった。後室に仕えていた小少将・三日月・小夜という三人の女房は泣きか

なしみ、二人にとびついて拳で打つたが三人ともさし殺される。花の尾という局の女房は後室の刀を取つて自害する。こうして母子の

死骸を集め宅の後の山の同じ岩穴に埋める。その時死んだ四人の女房も母子の墓のそばに埋める。その翌天文二年三月十八日嶺女番が鞍手都蒲生田の観音様に詣つて帰るとき、女二人を急に現れ

る。見るとあの後室と花の尾の局だった。女番は足がふるい手はわなないたがやつこのこと帰る。苦しそうな息をついて、胸が痛い、刀でさしとおされるようだと言わ

いてやがて死ぬ。これは後室が崇つた始である。その後女番の妻子兄弟が数人同時に

病気になる、女番のようになつて同じ月の三日までに皆死んでしまった。

野中勘解由はこれを聞いて大変恐れ祈禱をしたが、ある夜後室と花の尾の局が夢枕に現われ、非常に

いかつていことをいい、勘解由を甚だしく責める。勘解由は夢がさめると大汗をかいており、手足

はなえ、翌日病いにおかされて死ぬ。その後七日のうちに家族は急病で七人死ぬ。こののがあつて後は誰も恐怖におののく。氏貞とその母もおそれている祈り、祭をしてきたりが来ないよう願う。

永禄二年の春(天文二年三月)菊姫等が殺されて七年後、氏貞の妹が十二のとき、急に気がいになり「我は正氏の妻なり(実は父)」というて目をいからし、おそろしい形相で、母をひどく責め、自分

と自分の子を殺したのをいかり又うらみ、母ののどに喰い付いたのを、そばにおつた者が多勢立って引き離した。その外後室を殺した

者の家族を責めうらむ。「今日はそのうらみをはらさう」といかり責める。そのとおりその日多くの

家族が息死する。氏貞の妹はしばらくたつて気違い病がなわる。氏貞の母はのどの傷はなおつたが、後他の病気になる死ぬ。後室を殺すことの評議に加つた家臣は、

徐々に皆急病で死ぬ。氏貞はおそれ、正氏の後室の霊(山田局)を、田島の村中に社を建て氏八幡と名付けて祭る。

又山田増福院に後室母子のため祭田を寄付して香花を供える。あ

